

議 長 日程第1「議案34号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 小 澤 この件につきまして、昨日ですね、いろいろ説明を受けて帰って考えていたんですけども、この条例についてはね、国で決めたことに対する町でとり行う事務の規定でありますので賛成はいたしますけれども、このマイナンバー制度自体がですね、どうしても私はぴんどこなくて、年金情報の漏えいが続いている中で、これに対する抜本的な対策もないままに、しかも同じような住基ネットというシステムがあって、それを総括することもなくですね、今度のマイナンバー制度に移行していくということで、そういった住基ネットとか年金の漏えい問題がもっと真剣に解決をされた中で、あるいは総括をされた中でそういったことのない今度のマイナンバー制度にしていこうということであるならばね、わかるんですけども、ほかの先進諸国がやっているから日本もこれを入れていこうというようなことで、そういった形でやっていきますと、当然これからやはり秘密の問題だとか、あるいはプライバシーの問題だとか、あるいはこういった制度に対する成りすましの犯罪だとか、そういうものが当然危惧されるわけですから、もう少しですね、慎重に時間をかけて検討された中で、これなら大丈夫だと、国民が、町民が理解した中で進めていくのが本来であろうと思いますんでね、この条例に対しては賛成いたしますけれども、このマイナンバー制度自体に対しては大変疑問があるということを申し添えておきます。以上です。

議 長 答弁よろしいですか。

5 番 小 澤 これはですね、やっぱり町の担当課にその辺を答弁しろと言ってもしよせん無理な話なんで、それは結構でございます。

議 長 ほかに。

2 番 中 野 今回の関連なんですけど、きのう全協でるるね、このことについては皆さんと検討したわけでございます。それでですね、課長ね、きょう私、朝早くラジオをたまたまつけたんですね。そうしましたらね、皆さん今一番懸念してるのは年金流出なんですよ。今、小澤議員もおっしゃるとおり。多くの国民がこれを使ったときに、年金流出のようなことがあるんではなからうかと。きのうの全協でもこのことが大きく議論されたわけなんです。そうしましたら、この年金をこれに連結するのは、そういったおそれもあるのではということで1年5カ月先送りしましょうと。年金に対してはね、こういうマスコミ報道がきょうあった。新聞にも載ってますね。そのことをね、まずね、総務課長はね、補足としてね、御説明されたら今のような質問はなかったと思うんですよ。どうですか課長、その記事読まれましたか。

参事兼総務課長 そうですね、最初に申し上げるかどこかでやはり御説明していく必要があったかと思います。年金情報につきましては、年金機構の問題があって、これには載せないということで、1年5カ月というのは最新の情報かと思いますが、先送りするという事は聞いてございます。国としても、先ほどの小澤議員のお話も含めて私のほうで答えられる問題ではないんですが、国としてもそういうセキュリティーの部分には神経を使って対応しようとしているのではないかと。いうふうには考えております。今後、銀行情報だとかそういったものも載せていきますというような話で、それも改正法として今、粛々と審議された中でその方向で動いてるということも聞いておりますが、その詳細はまだつまびらかに私のほうには入ってきておりませんが、そういった中で国もやっていると。いうことだけお伝えさせていただければと思います。

議 長 よろしいですか。ほかに。

11 番 大 舘 この議案の提案理由の中にね、行政運営の効率化、手続の簡素化等云々がありますけれども、行政のIT化のときもですね、簡素化で効率化というようなことをうたわれて多額の国からの負担金等もありましたけれども、多額の投資しているわけですよ。それで、じゃあ職員の数が減ったかということ、逆に仕事量が膨大にふえてふやさざるを得ない状況、そういう状況が現実にあるわけ

ですよ。それでね、負担の軽減…いろいろな手続をして手数料が上がってるじゃないですか。現実に住民票とかそういうものの金額、手数料上がってるわけですよ。それとですね、きのうも話がありましたけれども、住民基本台帳の件もですね、利用者が20%台、それも国全体では何百億というお金を使ってやって四、五年で終わるわけですよ。またこれが出る。国がですね、隠し財産を調べようというのが一番の根底にあると思います。これが全て預金の預金通帳の口座番号等も全部含めて管理しようとしているわけですよ。これじゃ民主主義・自由主義の国じゃなくなっちゃうんじゃないですか。町がね、国が決めたものを抵抗はできないでしょうけども、それらの件について職員としてどのように感じていますか。ちょっとお尋ねします。

参事兼総務課長 議員御質問のお話の中にも、これは国が決めてること、やってることだから云々とありますように、やはりこれ一つの末端行政という一つの行政体としての立場での一課長といいますか、の中では、その感想とかいう部分は差し控えさせていただく。今回の条例の提案にしても、これをしないことにはそういったことが利用して使えないという、逆に支障が出てきてしまうという部分で、そういう事務については肅々と進めさせていただくと。その中で、今言った行政の効率化というのは、また我々の就業体制のモチベーションの持ち方とかいろんな要素もほかにもあるかと思いますが、そういったものを含めた中で職員の質を高めていくというようなことは考えていきたいと思いますが、この制度云々等の部分についての感想というのは差し控えさせていただきたいと思います。

11番 大 舘 担当としては、その程度しか答弁できないでしょうけども、じゃあ現実、一町民に返ったときにね、本当にこれでいいのかよという不安はあるわけでしょう。5番議員の質問にもありましたセキュリティーの問題も含めてね、まだ完璧な整備なんかしてないし、恐らくハッカーさんの連中はね、それ以上のことを日々訓練されて、どんなセキュリティーもくぐり抜けるような対策をしているのね。今度、預金とか全て、財産まで全て管理されるとなると、幾らでも今度どんどん被害が、オレオレ詐欺とか振り込め詐欺の比ではなくなってくると思うんです。それを対策とるのは国だと思いますけれども。だから職員と

してもね、やっぱり町民を守る意味で何ていうのかな、逆らえないというのはわかりますけども、国からおりてきたものだから何でもかんでも、はい、わかりましたという話じゃないと思うんですよね。やっぱり町民を守るためには町としてはどうしたらいいとか、そういう方策もとらなければいけないと思うんですよ。町…この町でできる範囲の方策ですよ。そういうものも実際議論されてるのかどうか、その辺をお伺いします。

参事兼総務課長 町としてもですね、町の段階で情報が漏えいするようなことのないように、その部分に関してはさらにもう一つ防御するものを何とかウォールと言いましたか、それをつけるということで考えてます。それと、あとはやはり窓口に立つ人間を含めて職員の質というのはやはり高めていかないと、ひとつ変な話、電話で間違えて答えちゃったみたいな事例がありますから、そういうことのないようにということはこれから研修して、さらに研修を重ねていくことだと考えてます。はい。

11番 大 館 年金機構のね、漏えいも末端の職員が安易に取り扱ったためにあんな莫大な量の情報が漏れちゃったわけでしょ。だから松田町も職員一人ひとりがそういう対応していかないと、簡単に漏れちゃいますよ。別に自分が漏らそうとしてやるんじゃないで、普通の日常の業務の中でそれが発生し得るんで、本当にこの問題は真剣に職員が一人ひとりがね、末端の職員まで全てそういう対応をしないとどっかから漏れちゃいますから。だからそういうことで、じゃあ各課ごとにでもいいから全ての職員に対してそういう問題に対して取り扱いについても、絶対に情報の漏えいがないような対策をするということを各課ごと一人ひとり全てに行き渡るような、そういう指導をしなきゃいけないと思うんですよ。そういう面ではどうなんでしょう。

議 長 これは町長。これは町長の答弁を。まだいいですか。

参事兼総務課長 私の職員研修というのも含めてやっています。年間計画立てた中でやっておりますが、特にこの情報管理については、こういう機会でもございますので一層充実させるようにしていきたいと考えてます。

議 長 今の11番議員の中にですね、基礎自治体としての職員の意識をね、しなきゃこれは漏えいになった場合に、これはもう役場組織として全体の問題になって

くると思いますのでね、町長コメントありましたらお願いします。

町長 議長のお取り計らいがあったので一言お話をさせていただきます。今、11番議員の御提案をいただいている分に関しましては、当然松田町職員として、基本的なところで言うと、守秘義務というところもありますからね、それをしっかりとやるっていうのと、取り扱いについて、今度事務的な取り扱いについては、うちの職員もこのマイナンバー制度というものの制度自体が初めてですから、本当に慎重にやらなければいけないということで、今御提案いただいたように取り組み方とかということに関しましては、共通の認識の中でやれるように指導をしていくというか、それはやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかに。

8 番 齋 藤 今回の11番議員に関連していきますけれども、先ほど課長が何とかウォールと言ったやつはファイアウォールだと思うんですけど、ファイアウォールは1つだけつけることですか。

政策推進課長 今回の補正でもございますけども、LG-WAN回線と普通の庁内LAN回線とを結びますので、そこにファイアウォールを1機設置をする予定でございます。

8 番 齋 藤 11番議員申していたとおり、多分いろんな方法でも多分日々入ってくるハッカーたちがいますので、1つじゃどうかなという、今ちょっと心配があったので言いました。それと、もし入られたときにそこをいたずらしていきますよね。そのときの町のデータのバックアップシステムはどのようになっているんでしょうか。

政策推進課長 バックアップにつきましては、サーバーが2機ございますので、とりあえずバックアップはできてると思います。それで先ほどセキュリティーの関係ですけども、これはどこまでやるかという問題ですよ。費用をかければかけるだけセキュリティーは上がると思いますけども、町の予算の中でできる範囲でやっていきたいと考えております。

8 番 齋 藤 課長言われるのよくわかるんですけど、費用をかけるだけかけなきゃいけない重要なものだと思うんですよ。その辺の認識をもう少し高めていかない限り

は絶対入ってこられるのかなとは思いますが、そこにお金をかけるのは必要な部分だと思うんですけど、その辺の考えはもう一度お聞きしたいと思います。

政策推進課長 ハッカーに対しましては、国のシステムの中にもハッカーが入るので、例えば町で1億、2億という金額をかければかけるだけセキュリティは上がるわけですが、それもなかなかできない中で、町の予算である程度できるところまではやるということだと思います。

8 番 齋 藤 お金がないのはわかりますけど、それなら国がこういうシステムをつくれるんでしたらね、国に少し何とかしてくださいよぐらいの話はしたことあるんですか。

政策推進課長 このマイナンバー制が始まったときに、一応パンフレットもいろいろ見させていただきましたけども、年金機構の事例もありますから、国は国でそれなりに考えて、このマイナンバー制をやると私は思っております。

8 番 齋 藤 国のシステムと、この小さな自治体のね、システムは違いがあると思いますが、各自治体全国にこれはやることだと思うんで、その辺は地域、または全国首長会か何かあるのかわからないですけども、そういった中で町長がそういうシステムのための防御策を何とかできないのかぐらいの話を持っててもいいのかなとは思いますが、その辺、最後に町長にお聞きして質問を終わりたいと思いますけど。

町 長 御提案ありがとうございます。それ相応にちょっと対応をできる限りでやりたいと思います。以上です。

10 番 寺 嶋 現在、番号…マイナンバー番号利用の範囲ということで、きのう全員協議会で説明ありましたとおり、社会保障・税・災害の3分野等にね、一応今のところ限られたようなことで、町も条例を出しておりますけども。ただ、私は懸念しますのは、今のマイナンバー制度の利用拡大の法律がさらにね、国会で審議されてるということでもあります。それがね、通っちゃえばまた利用範囲、さっき前者の方々言われましたように、銀行口座の管理とか特定健診の結果とか、そういう個人情報がさらにね、利用範囲が広がるということも考えられますけども、そういうことで、今のところ今回はこの限定されてますけど、これから

そういう法律が改正されれば町がね、また利用拡大もさらに広げられることもできちゃうわけですけども、そういうことにならない…なるのかなと思われま
すけども、その辺のことについて今ね、どういうふうに見解を、どのような考
えで今後やられますか。

参事兼総務課長 先ほど中野議員の質問の中でもお答えして、あるいは話題として出たかと思
いますが、確かに今、国で次の銀行とか、今言った医療情報なども載せていく
ということの方向。そもそも番号制ということは、この番号を統一することで
いろいろなサービスが受けられるであろうということを考えて国がやっている
ことで、それがただ、今、順にやっているということではやはりセキュリティー
とかそういったいろんな問題も含めて順次国がその対応できるようなことの中
で実施しているものだと考えております。幾つか先ほどからいただいた御質問
の中でも、私どもで回答…見解述べるべき部分かそうじゃない部分があるとい
うことは御承知いただくとして、そういったものの中で、町がそれを利用する
に当たって必要なものは定める、あるいは利用に当たってのそういったセキュ
リティー部分は、予算の範囲ということでございますが、それは確保するとい
うことでこれからもやっていきたいと考えております。

10番 寺 嶋 個人情報保護の漏えい対策ということで、順次やるということなんですが、
施行が来年ですか。1月1日ですから、それまでに万全な対策、個人情報保護
対策をやられるのかね。それで、もしそういう、今、年金機構が情報漏えいが
起きてね、対処してるということで、仮にですよ、町がそういうような漏えい
があれば当然町が責任を負うと思うんですけども、これを管理する職員がやら
れると思うんですけど、これは民間委託でやられるのかまた別の問題ですけど
も、このことで、漏えいというようなことがもしね、あつて、事故ということ
になればね、この罰則規定というのがどういうふうな規定とか、職員の罰則の
ことがね、ここには触れられておりません。これは、国の制度で対応されるの
か、職員のモラルといいますか、公務員法の規定とか、そういうことで対応さ
れるのか、その辺についてお伺いします。

参事兼総務課長 まず、町でそういう事故があったという場合に、それが事故なのか職員の故
意な部分があるのかとか、それはそのときに原因を究明した中で明らかになっ

てくる部分でございますから、それはそのものによつての判断にならうかと思
います。悪しくもそういう個人の過失なり何なりであれば、それは町の規定の
中で処分を考えていくことにならうと思ひますし、それ以外の部分であればこ
の法律に沿つてということによろしいのではないかと思ひます。

10番 寺 嶋 おおよそね、説明はわかつたんですけど、この行政…今回提案されておしま
す条例、手続の条例なんですけど、これには規定…罰則とかそういういろんな
規定がね、盛り込まれてないわけですよ。いつも住民基本台帳ね、ネットワ
ークの関係では、やっぱりそれなりの罰則規定みたいなのは盛り込まれてい
たんですけども、今回はそういうのは条例にはうたわないうでどこで規定をさ
れるのかもう一回お願いをしたいと思ひます。

参事兼総務課長 先ほどの御説明が、私のほうに不十分であつたのかと思ひます。申しわけご
ざいませぬが、この議案34号、この条例の趣旨は、町でやる独自の事務、それ
ができるようにするために、それを条例で規定しなさいということであつて、
それ以外の罰則規定云々を規定する条例ではございませぬ。ですから、ここ
には条例は、条例の中では規定することなく、法のそのものに関する落ち度があ
れば、それは番号法の中の規定で、先ほど申しましたように、それ以外の職員
の過失等であればそれは町のほうの、別途、その職員に対する規則の中で罰
することによろします。

6番 石 内 きのも一つ質問させていただいたんですけど、やっぱり段階的に実施する
ということ、それはその時点でのあれは、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思
うんですけど。具体的な事例ということ、例えばこの番号、マイナンバーを盗
まれた、落とした、カードを落とした、そういったときの対応はどうなのか、
それと多分これから高齢化になってくると、後見人等、ほかの人がそういうも
のでの処理をやる場合に、本当に信用できるような体制ができるのか。今の後
見人とおぼしき人が詐欺だ何だ、弁護士でさえ捕まつてますね。そんな実態
の中で、本当にこのマイナンバーでやっていけるのか、先ほども出ましたけども、
住基ネットの総括もできないのにね、この形であつて半年後に実施なんていう
のはちょっと早すぎるんじゃないか。もう少し時間を置いてですね、例えばこ
のため何というか、フォローというか、何らかの形で漏えいして、損害を受け

た場合の保険制度をつけるとかね、何かそういうため、国の施策としてどれだけ国が我々にとって条件整備をしてくれているのか、そういうものをもっと突っ込むべきだと思うんですね。我々議会としてもそういうことを考えていかなきゃいけないと思うんですけども、一つにはやはり、今現状でお聞きしたいんですが、この制度に当たって町が国からどれだけの情報をいただいたのか、具体的にそういう講習会なり、何かに出て具体的…詳細なあれを受けたのか、今後ともそういう何ていうか計画があるのか、まずお聞きしたいと思います。

参事兼総務課長　　今、この条例に関してに私のほうから提案させていただいてございますが、実施に当たっては町民課の窓口になる部分が一番多いのかと思いますので、ちょっと分けて御報告というか、御回答するようなことになろうかと思います。町の内部として今後、先ほど議員等の御質問の中でありましたように、さらに研修は重ねていく所存でございます。これに当たって、この制度に当たってのそういう説明会なり対応の仕方なり、国・県を通じてどのような説明があったとか、どのくらいあったのかとか、その辺については町民課長のほうから御説明させていただきたいと思います。

参事兼町民課長　　町民課でございます。これについては1年、2年前から国のほうから逐次情報が入ってございます。この中に専用の総務省がつくってるページがございまして、そこのほうからいろいろな情報はいただいております。それで、去年からことしにかけて国または県のほうで説明会等を何回か県の職員を…町の職員を集めてしてございますので、そういったところで逐次、国・県の情報は町のほうに入ってくるような仕組みになってございます。

6 番 石 内　　確かにこういう…当然そういう国からの指示というか、あれははっきり言って上意下達の危険あると思うんですけども、私は町民にそれをですね、条例ができたからということで、広報なりで一括説明するだけで済まされるものかどうかですね。多分いろんな情報漏れが、今のところ新聞紙上でも賑わしてるわけですから、相当町民・国民にとってみれば、反対というか、声が出てくるんじゃないか。そういうときにどれだけの説明力があるか。私はやっぱり、はっきり言って国の責任者でも呼んでですね、そういう場をやっぱり…小さい自治体でも説明会なり、ちゃんと答えがその場で答えられる人の説明を聞くチャン

スをですね、まだこの計画どおりにいっても半年あるわけですから、その期間内できるんだったらそういうものをやるべきだと思うし。それともう一つは、やっぱりいろんな面で、絶対これは犯罪は結びつきますよ、今の形でいきますと。どんなシステムをつくっても、それ以上のハッカー、出てくる可能性というのは、これはどうしてもあるわけですから。じゃあそれに対してどれだけの何ていうか、防衛というか、あれがあるとすれば、別にですね、例えば指紋をつけて何らかの形でそういうふうには、きちんと、指紋とか声紋、いろんな今、体のあれというのは、かなりその人の独自のものがはっきりしている部分があると思いますので、そういうものとのタイアップで、完全なあれをやるのかね。先ほど言ったように、やっぱり何かあったときには保険をですね、国で認めさせるような持っていき方だってできるんじゃないかと思うんですね。それだけやっぱり国が真剣にこの問題について取り組んでるんだという形をあらわすような形をですね、ぜひある機会を出していただきたい。そういう意味も含めて、それに関して何かあればお願いして終わります。

参事兼総務課長 今後いろいろな情報、入ってくると思います。そういったものは、遂次広報あるいはホームページ等を活用した中で、周知は努めてまいりたいと思います。幾つか御提案というか、御注文というかいただいた部分については、お聞きした中でできる部分、できない部分を判断させていただきたいと考えてます。

議 長 ほかにございませんか。

2 番 中 野 最後になろうかと思いますが。今各議員からね、このデメリットのことばかりがね、指摘されてるわけですが、これ、確かにね、課長、このマイナンバーの有効期限というのは10年ですよ。10年たったら書きかえですよ。そうですね。そうですね。と思いますじゃなくて、そうなんです。それで、その辺のこともちゃんと町民にね、知らせないといけませんよ。有効期限が10年ですよ。永久的に死ぬまであなたはこのカードですよ。じゃないんですよ。それとですね、メリットとしてはね、行く行くはコンビニでね、印鑑証明とか住民票取れるんですよ。できますよね。こういうこともメリットとしたことをね、やっぱりね、町民に知らせる。デメリット…今はね、税とね、社会保障だけ。そうでしょう。やろうとしてるんですが、メリットというものをね、町

民にね、知らしめることもね、大切なんですよ。だからどうしてもね、我々議員団もデメリットのことばかり指摘する。だからそういったところもね、含めましてね、今後の…あともこういうふうはこのカードを使えば、こういうふうにも利点がありますよというようなところを広報等で知らしめることが大切だと思います。その辺のところをしっかりとやってください。お願いします。

議 長 答弁よろしいですか。

6 番 中 野 はい、結構です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第35号松田町個人情報保護条例及び松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 飯 田 この第2条、第3条のこの通知カードと個人番号カード、この違いというのはどういうものなのでしょうか。

参事兼町民課長 この通知カードにつきましては、以前説明させていただいたかと思うんですけども、10月5日以降、住民票のある住所地の全世帯に全住民に送られる個

人番号が記載された、番号と住所と名前と性別が記載されたカードが御本人のところに、お手元に届きます。この通知カードを持って、その番号は、一生この番号は使うものですよというような説明書きが入ったものが送られていきます。それで個人番号カードというのは、その通知カード以外に、顔写真入りのプラスチック製のカードを発行を希望される方があれば、写真入りでICチップが兼ね備えたカードが希望される方にとっては、それを申請すれば国のほうで無料で交付しますよということで、個人番号カードを今後どのようにその方が活用するか、活用する目的があるかによって、その方が申請されれば、そのカードが当初は無料で国の負担で発行しますと。それで今回その条例に出てるのは、そのカードとかというのを、何らかの盗難とか紛失した場合には、再発行については個人で負担していただきますよというような内容でございます。

3 番 飯 田 ということは、絶えずですね、通知カードと個人番号カードはセットでなければ使えないということじゃないんですか。

参事兼町民課長 この通知カードと個人番号カードについてはセットではなくて、2つ持つことはできません。要は10月5日以降に送られてきた通知カード。これは一生使う…その人が一生使う個人の番号が入ったものです。それについては一生持ってくださいよと。それで個人番号カードについては、通知カードはただ持っているだけで、自分の身分証明とか身元証明になる書類ではないです。それで、必要によって個人が申請すれば、個人番号カードというのをまた新たにつくって、それを個人に交付すると。個人…通知カードというのは…個人番号カードというのは、要は写真入りでICチップが備えられた、ある程度の情報が入ったものでございます。それは身分証明書になります。ですから、そのうち新たにつくられた個人番号カードを取得するときには、送られてきた通知番号と交換で交付するという事なので、そのものが2つのカードを持つということはまずあり得ません。以上です。

3 番 飯 田 はい、わかりました。それでですね、例えば情報の開示という、例えば後見人とか、いろんな人が自分の情報…自分本人かもしれないんですけど、情報の開示をするときにはですね、開示を求めるときには、個人番号カードというものを、例えば預かりますよね、本人から。それを持って、そういう行政とか役

場とか何とか行くわけですか。それともその番号だけ本人から確認か何かして申請書みたいなものを記入すれば、それで間に合うのかどうかね。その辺はどうなんでしょう。

参事兼町民課長 それは法定代理人ということで、普通の代理人じゃなくて。それについては、当然その方、代理人の法定ですので、その方の当然身分が保証された方だと思いますので、それはその制度の中でやっていただくものだというふうに思いますので。

3 番 飯 田 そうしますと、カードはですね、必ず紛失したり、どこかごみと一緒に出しちゃったりですね、こういうケースってかなり起きると思うんですね。それでふだんはですね、あんまり使わないわけですよ。何か行政手続…例えば何か住民票取ろうとか、いろんなときに必要だと思ったときに、探したらもうないというふうなケースがかなり発生すると思うんですね。そうしたときには、まずその申請書に多分個人番号を記入する欄が今度入ってくると思うんですけど、それだけではなくて、そこでもう一回再交付をしてもらって、そのカードがなければ、その後の手続というのはできないと、そういうことなんじゃないですか。それとも、カード…ナンバーだけね、記入して本人を証明するものがあれば取れるものかどうか。その辺いかがですか。

参事兼町民課長 平成29年1月から、実際に実務的な運用が始まりますので、各事業所に源泉徴収とか発行するために、各事業所に…事業所がマイナンバーを本人に求められます。それで年金とか健康保険に入るにしても、その番号は求められます。必ず今後一生ついて回る制度でございます。そういった中で、もしなくなったらどうするのよということで、今回なくなった場合については、当然盗難があれば警察に届けていただくとともに、再交付の申請をしていただければ、また新たな通知カードまたは番号カードが発行されます。それ以外に、自分の番号を確認したいという手法の中では、住民票の中に番号カード…個人番号が入ります。それで住民票…通常は入らないんですけども、本人の希望によって番号カードが記載した証明書を発行することができますので、そこで一つ最初にその方の番号がわかるのかなというふうに思います。

3 番 飯 田 そうしますと、例えば個人のね…例えば自分以外の個人番号。知ろうと思え

ば、いろんなこと考えられますよね。いろんなことがね。ということは、個人番号がかなりいろんな面でね、自分だけじゃなくて会社へもいろんなところへ書類出すたびにですね、今度個人番号が動くということですよ。そうすると、先ほどから話に出てますセキュリティーの問題。それは完全に保護されるのでしょうか。

参事兼町民課長 行政というよりも、この各事業所でそれぞれ個人の番号を情報収集するという一つの義務というか…が作業が入ってきます。そうした中では、事業主にも責任が、それをほかに流用…流したり、個人がやたらに収集したりすると、当然事業主は罰則されますし、担当者を、その番号を扱う担当者を国のほうでは必ず決めておけど。それで、むやみにほかの人が番号を見られないようにしとけというような国の、事業者にはそういう説明をしてございます。もし、個人の番号が退職しちゃってなくなったんというのであれば、そのもののデータについては必ずシュレッターするなり何かして消去しなさいよというような指導が、各事業所にはいってるはずでございます。以上です。

3 番 飯 田 事業所といいましてもね、事業所といいましても大きいところから小さいところまで、そういうことをですね、きちりできるような企業もあれば、もうそこまでね、手をかけられないと。例えばシュレッターかけなきゃいけないものを、ごみと一緒に出しちゃうとかね。そういう可能性もあるわけなんです。そういうふうなことを考えますとですね、非常に…何ていうのかな、信頼がいまひとつ、我々どうなんだろうなというふうなこと思うわけなんですけど。本人かどうかの識別…それが合ってるかどうかというふうな識別は、この個人番号カードがなければ識別できないわけですよ。それでさっきの話で、10年に1回再交付されるというふうな書きかえというふうなことだったんですけど、そこには顔写真も載るというふうなさっきの課長の説明だったんですけど、その顔写真というのは、例えば10年たったらかなり変わっちゃいますよね。5年で変わる人もいるかと思うんですけど、その辺は大丈夫なんでしょうか。免許証も4年…3年、4年ごとの写真をその都度張りかえてますよね。10年というサイクルで、そういう本人の識別がきちりできるものなのかね。

参事兼町民課長 基本的に、先ほど中野議員が言ったように、有効期限はカード…顔写真が入

ったカードの有効期限は10年でございます。それで、変わるって言ってもそんなに…私みたいに10年後の前の写真とちょっと今少なくなってますけれども。10年後と私を見ても、多分そんなには顔自体は変わってませんので、多分そこから辺は大丈夫かなと思います。それで20歳未満の未成年者…未成年者というか、者については、様相の変化が激しいので、その者については5年という期限が区切られてございます。それで、カードの中には町が、予算書の中にも、この補正予算書の中にもちょっと入れさせていただいてますけども、番号カード、カードを交付するときには、それで本人と写真と見比べますし、本人が本人であることの免許証とかパスポートとか、顔写真入りの証明書を持って交換をいたします。そのときに、暗証番号というのもカードに対して登録をしていただくこととなりますので、その情報というかカード自体の情報は漏れないかなというように思っております。

また、さっきの事業所の話も出ましたけども、小さい事業所があるんですけども、健康保険とかそういったものの扱ってない事業所については、そういう情報は収集する必要はないので、要は健康保険とか年金とか取り扱ってるある程度の事業所については、そういった番号を取得して、それを管理する義務は生じてくると思います。

3 番 飯 田 生まれたときからこの個人番号を取られるということで、そこから写真入りがね、写真入りの証明書だということなんですけど、例えば生まれたばかりで赤ちゃんですよ。それが10年そのまま使うのかどうか。それともう一つ、写真はですね…（「5年だ」の声あり）それともう一つはね…忘れちゃった。

議 長 いいですよ。

3 番 飯 田 じゃあ終わります。また個人的に、じゃあ聞かせてもらいますので。お願いします。

議 長 ほかに。

7 番 鍵 和田 今、飯田議員がですね、いろいろなこと聞いてくださったので、それにちょっと重なって、重複してしまうところもありますけれど。以前に住基カード…住民基本台帳カードですか。それが普及させなきゃいけないということで、かなり宣伝をし、かなり皆さん住民の方たちにそれを言って、パスポートがない

方、免許証がない方、その方たちは顔写真を載せて…2,000円でしたっけね。1,000円でしたっけ。何か顔写真が載らないのと顔写真が載っているのとは、また金額が違ったんですが、なるべく顔写真が載ってるんであれば身分証明書にもなりますよ。身分の証明のできない方のために、顔写真がなければいけないものを提出してくださいといったときには、住基カードが身分証明書になりますよということで、かなり普及をされてきたんですが、その結果、余り伸びてはいないのかなど。私もつくった口ですけども。そういうことがあり、この次にですね、こういうものが出てきたときにですね、果たして宣伝効果があるのか。皆さんが顔写真がね、ついてるものまでつくればいいですが、やはりなかなかそこまでお金を出せる方、出せない方、いろいろな方がいられますけど、どうなのかなという点が一つあります。

そのときに、今までの住基カードというものは、つくってる方はそれを返さなきゃいけないんですよ。そうしますと、そのときにつくった方々はせめてね、そういうときにつくって、それを身分証として持ってる方たちのために、今度このようなものができましたからつくってくださいよと。せめて還元をするとか、手数料等のね、軽減するとかという話し合いとか、そういうものは出ましたでしょうか。

参事兼町民課長 現在住基カードを発行されて、実際に使われてる方は約550人ぐらい…程度いらっしゃいます。それで、そういった中で昨年暮れあたりから、町のほうでは今後…ことしに入ってからですね。今後こういったカードができますということで御案内をさせていただいてます。それで、今後出るカードについてはこういうカードですよということで、今ここでつくられても、住基カードというのは番号カードをつくらなければ、10年間は有効期限来るまでは使えますというような指導はさせていただいて、かつ今度こういうカードができますので、もう少し待つればこのカードができますので、待つことも…待ついただくことも一つの方法ですねというようなことで、この制度があること自体はお話をさせていただいてます。

7 番 鍵 和 田 今のおっしゃるのは、私は一番やってはいけないことなのかなと思います。10年待てますよ。つくらなきゃ、そこまでできますよと言ったら、その方たち

つくりませんよ。やはりね。そうでなくて、何かしらの方法で、こういうものができましたから住基カードのほうはお返しするようになりますけど、新たにこういうものをつくってくださいよと。そういうこと言わなきゃいけないのに、じゃあ待てますよ。10年間はそちらつくらなくても今のままでできますよと言ったら、なかなかつくらないと思うんですね。そうすると、やはり問題点ができてしまうのかなと思うので。私が聞いたのは、そうでなくて、今つくってる方々に還元をしたり、軽減措置をとったり、持ってる方は、じゃあ500円のところを幾らにしましょうよとか。それをせめて500円でなくて、つくった方々にはサービスじゃないですけど、松田町としては新しいものができましたから、住基カードをお返しするかわりにこちらのほうをやってくださいとかというものがあるとかということなんです。

参事兼総務課長 申しわけございません。私の条例の説明の仕方の中で、十分御説明できなかったかもしれません。今回改正する部分、いずれも再交付する場合に500円あるいは800円ということで、最初の通知というか交付する場合には、特にお金はいただきません。希望される方には交付しますと。ただ汚損してしまったとか、そういう場合に再交付する場合には800円いただきますと。最初の希望される方の請求される分についてはいただかない。まずそこで、そういうことから始まりますので、今まで以上に普及することは十分可能ではないかというふうに考えております。

7 番 鍵 和 田 わかりました。再交付というところだけですよね。そうしたら、今まで住民台帳一生懸命つくってそれだけやってきた方々が、やはりやって、その分払い損じゃないですけども、いろいろ活躍を、それを持って、いろいろなところで身分証明になった方たちはありがたいでしょう。また税金対策で、それをネットにつなげて、税金の用紙等々ですね。その中に書き込めば、会社の税金がそれでちょっと安くなりますよという利点もいろいろあったわけですが、やはりそういうところは、もっともっとうこういうところで…これは条例ですからね。条例のこととは別に、やはりそういうところをアピールしながらやらないと、多分住民の皆さん方はお金がかかるんじゃないかとか。これはどうなってるんだとか。基本台帳じゃあ返さなきゃいけないのに、じゃあどうなのよというも

るもろの点も、多分とてもわからない方たちがとても多くいると思うので、そういうところはわかりやすく、大きな字で、やはり何回も宣伝効果としてね、おしらせ号とか等々に載せていただきたいと思いますので、ぜひそのところはよろしく願いいたします。終わります。

8 番 齋 藤 この新しい書きかえられる改正案の中ですね、29条の1のところに「適法に取得されたものでないとき」という文言がありますけど、9条の2に違反してるとか、ちょっと番号法20条の規定違反というのはちょっと20条がわからないんですけども、それをどういう形で発見して、適法だとか適法じゃないよというのを管理するところはどこがやるんですか。

参事兼総務課長 当然適法か適法でないかというところのものが、どこの段階でというのは当然あろうかと思えます。この個人情報…今回の条例の中にも規定させていただいたのは、町の中のそういったものの中で、そういった情報が入ってきた。あるいは違う人間が何かしらしたというようなことがあったという場合にということの規定です。今回条例で規定しますのは、あくまでもやはり町の中でのシステムの中でのこと、あるいは手続上でのこと、そういったことだと…そういったこととでございます。

8 番 齋 藤 それを発見するというのは、一度それがもう出回っちゃった後に、それ違法だよと、なかなか難しいのかなと思うんですけども。私たちの社会の中において違法的行為をしてるときは、そういうものを取り締まったり発見したりする警察的なシステムが世の中にあると思うんですけど、こういった情報がね、いいのか。適当な…正当な理由で持って来られたのかどうかというのは、違法に例えば取得したところなんか見に行ける人なんかいないじゃないですか。それがどっかのコンピューターの中にファイリングされてるとか。そういった管理というのは多分難しいのかなと思うんですけども、定期的に何かそういうものを確認するシステムだとか、そういう情報が出ない限りは、そこが違法だとかどうかを確認する手段はないですよ。情報をまず持ってるかどうかというところから入らなきゃいけないと思うので。そういうところを、どのように管理していくのかなというのがちょっと気になりましたので。もう一度お願いします。

参事兼総務課長　これは、この前の条例のときからもいろいろ御議論いただいた部分と重なる部分というか、同じような部分の話になろうかと思います。国は…国も含めて、私どももこういう情報が漏れることのないようにということでこの制度を進めているわけですが、万が一にそうなった場合にとということの利用の停止を請求するとか、そういったことの手続とかで決めていくことの中で載せさせていただいてる部分でございます。これは…これがいつでも頻繁に発生して、こういうことが頻繁に起こるとということの中でということではないということ、ひとつ御理解いただきたいと思います。

それと、今言ったような部分については、当然国のシステム全体の話になろうかと思いますが、国のほうである程度情報が入ったときに、それを…その記録なり何なりは5年…何年間か保存しなさいというようなことの規定もあります。そういった中で、そういった不正なアクセスがあったとかないというようなことは、遂次国のほうで管理して…するような形になるものではないかと考えております。

8 番 齋 藤　頻繁にあるのかなのかというのは、多分これから情報化社会の中で、先ほどもからいろんな方が言ってるハッカーにしろ、ウイルスによって勝手に情報が流出していくようなシステムもつくれてますので、今後、今どのような形が出てくるのかちょっとわからないかもしれませんが、頻繁に出てくる可能性があるという前提のもとにいろんなこと考えていかないと、今後はちょっといけないのかなと思います。

それと、まず関係機関がそれらの情報を取得したときに、いろんなフォームにそれらの情報を入れ込んだときのものは、それはそれでいいんですよね。関係機関に情報を開示を要求されたときに、こちらの機関がオーケー出せば、その情報はそこに使えるということですよ。それを見終わったらそれを処分しなきゃいけないとかという流れで、いつまでもそっちの機関には残ってますよね。情報が。その情報をチェックするというか、それが流れてるのか、流れないと、今度は役場以外の部分の場所になってくるとは思うんですけど、そういうところまでは管理はするんですか。

参事兼総務課長　先ほど飯田議員の質問の中でもあって、町民課長、参事のほうで御説明した

かと思いますが、やはりそれぞれの事業主にもそういった管理の義務は負わされているはずで、ですから、そこはそこで、それ以上の目的以外で使ってはならないのは当然のことだと思います。

議 長 よろしいですか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第35号松田町個人情報保護条例及び松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。